

## 平成24年第5回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年3月12日(火)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員 外 松 和 子  
同 委員 内 藤 幸 子  
同 委員 天 沼 英 雄  
同 委員 安 藤 睦 美  
同 教育長 河 口 浩

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第14号 区立幼稚園適正配置実施計画の策定について
- (2) 議案第15号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第16号 練馬区教育委員会教育長職務代行者指定に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第17号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第18号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第19号 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例第14条第1項に規定する公表に関する規則
- (7) 議案第20号 練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第21号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第22号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第23号 練馬区立公民館条例施行規則等を廃止する規則

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情書〔継続審議〕
- (7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書  
〔継続審議〕

- (8) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

### 3 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

### 4 報告

#### (1) 教育長報告

平成23年度練馬区学力調査結果について  
 (仮称)ねりま区民大学のあり方懇談会の答申について  
 練馬区スポーツ振興基本計画(中期評価)について  
 平成25年度の区立図書館の運営体制(案)について  
 平成24年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について  
 小・中学校、幼稚園における局所放射線量の測定結果について  
 練馬区ジュニア・オーケストラ第27回定期演奏会の開催について  
 練馬区立総合体育館改築基本計画(案)について  
 南大泉第二スポーツ広場用地の返還について  
 平成24年度練馬区立図書館窓口等業務委託に係る委託候補者事業者の選定について  
 その他  
 (口頭報告)学校給食における放射性物質検査結果について  
 その他

開 会 午前 10時00分(途中休憩12時から13時)  
 閉 会 午後 2時50分

#### 会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿 形 繁 穂
生涯学習部長	中 村 哲 明
学校教育部庶務課長	岩 田 高 幸
同  新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同  学務課長	古 橋 千 重 子
同  施設給食課長	山 根 由 美 子
同  教育指導課長	吉 村 潔
同  総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	小 金 井 靖
同  スポーツ振興課長	齋 藤 新 一
同  光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 11名

委員長

ただいまから、平成24年第5回教育委員会定例会を開催する。本日は、傍聴の方が5名お見えになっておられる。

案件に入る前に、本日の進行について2点ほどお諮りしたいと思う。まず、本日の議案(1)であるけれども、関連する陳情があるので、その関連の陳情の審査を先に行つて、その後、議案の審議を行つてまいりたいと考えているが、いかがか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

また、協議(2)についてであるが、こちらは案件の最後に行きたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、承諾いただいたので、そのように進めさせていただく。

本日の案件は、議案10件、陳情9件、協議2件、教育長報告11件である。

(3) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

(6) 平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情〔継続審議〕

(7) 平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書〔継続審議〕

委員長

初めに、議案(1)の関連する陳情として、陳情(3)(6)(7)の審査を行いたいと思う。

平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書、平成23年陳情第21号 練馬区立幼稚園の運営の拡充を求める陳情書、平成23年陳情第22号 練馬区立幼稚園の適正配置計画の再検討を求める陳情書、これらの陳情についてはこれまで継続して審議を重ねてまいった。ついては、本日は教育委員会としての結論を出してまいりたいと考えている。

まず、現状等ご報告いただけることがあったら、願います。

学務課長

それでは、これらの陳情に関する議会のほうの状況について口頭でご説明する。前回の教育委員会でもご報告したが、2月16日の文教委員会で、こちらの教育委員会という陳情21号と22号になるが、同様の陳情が議会のほうに提出されていて、その陳情については、採決の結果不採択とするものということで文教委員会の結論が出ている。

それを受けて、3月9日、先週の金曜日であるが、本会議があった。本会議では、2本の陳情について、討論の末採決を行い、賛成多数により、委員長報告どおり不採択するものということで議会としての決定が出ている。

ご報告は以上である。

委員長

それでは、各員のご意見をお伺いする。まず、平成23年陳情第18号に関して、採択もしくは不採択のご意見をいただきたいと思う。よろしく願います。

教育長

今、課長のほうからご説明申したように、一定程度、議会の意思も示されたということもあるし、また、この間、教育委員会でもさまざまな形で意見を申し上げてきた。また、各委員の意見も出たので、今、委員長お諮りいただいたように、本日ぜひ結論を出していただきたい。4月になれば、当然、来年度の幼稚園の入園についての幼稚園選びというか、そういうことも始まるので、ぜひ今年度中に一定の方向性を固めていきたい。これは行政の責任であると思っているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っている。

特にそういう意味では、18号、今、委員長ご指摘いただいた件については、実施時期の延期を求めておられる陳情なものであるので、私としてはこれは不採択としていただきたいということを意見として申し上げる。以上である。

委員長

いかがか。

天沼委員

まず、陳情18号について、今、教育長からのご説明があったけれども、要旨としては、実施時期の延期を求めるということと、丁寧な議論を求めるということであるけれども、実施時期の延期については、順次進めてまいったので、この時期にもう既にほぼ固まってきているので難しいということと、また、丁寧な議論については、前々回にも事務局からご説明があったように、また、資料としていただいているが、いろいろご意見をお寄せいただいて、説明をさせていただいているところであるので、1、2の要旨の理由から採択というふうにはならないだろうと。私は、陳情18号については不採択が望ましいと思う。

安藤委員

実施時期の延期については、兄弟がいらっしゃるりとか、いろいろな事情もおりの方もいらっしゃるようであるけれども、子供もここまでで済みというのもないことなので、何ていうのかうまく説明できないけれども、子供の人口は減っているけれども、子供が増えていくという中で、次はこの子、次はこの子となってしまうので、延期というのは難しいのではないかと思う。

それから、議論についても、一緒に話し合っ決めていくということは多分できなかったと思うが、いろいろな説明を事務局のほうでさせていただいてきているので、これ以上の議論ということはないのかなと思う。そういうことで、不採択と。

#### 天沼委員

要するに、子供が今後は増える見込みというのは予想できないということ、光が丘に設置した幼稚園自体、当初、光が丘団地ができて、子供が増えて、それに対応して幼稚園が必要となってつくられた。その後、子供たちが大きくなって、今後は対象になる子供たちが増える見込みがない。今現在、定員に対して4割程度で、これが持ち返すと、当初のように子供たちが増えるという見込みがないわけで、そういう意味ではいずれは適正配置をせざるを得ない。もうこれが横ばいになるか、減少傾向というところが見えてきているので、この時期にやるべきかなと。いずれやるならば、もうこの時期にやって、次の段階へ進んだほうがよろしいのかなと思う。先ほどの意見にちょっと追加をさせていただく。

#### 内藤委員

私も皆さんの意見と同じである。延期をということであるけれども、平成17年4月に、区立小学校・中学校及び区立幼稚園の適正配置の基本方針がもう既に出されていて、それから、26年3月に廃園になるということになるとすると、10年以上の年月をかけて検討されてきた内容であるなということであるので、そんなに拙速にしてしまったわけではないだろうということで、ちょうど今は適正な時期であろうかと私は思う。

それと、もう1つの区民の丁寧な議論ということであるが、今回の区立幼稚園適正配置実施計画を見ると、修正箇所が何力所かあって、区民の方々、保護者の方々のご意見を入れながら修正しているということもかなり見られると思う。もちろんそれ以前にも区民から意見を得ているので、ここについてもかなり意見は取り入れてはいるのではないかと思うので、私も採択には当たらないかな、不採択ではないかなと考える。

#### 委員長

ありがとう。私も今まで皆様から議論があったように、区立幼稚園の適正配置というのはやはり前から、小学校も含めて適正配置が必要であるということはずっと議論されてまいった。このところ何年間かの評価にも、より早く適正配置が必要であるということは毎年評価の対象として挙がってきていたので、これをやはり不採択ということが適切ではないかなと考える。

では、ここでまとめたいと思う。

平成23年陳情第18号は不採択でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成23年陳情第18号は不採択とする。

次に、平成23年陳情第21号に関して、採択もしくは不採択のご意見をいただきたいと思う。

教育長

21号については、3年保育の問題とか、あるいは今ある幼稚園の機能の充実というご要望、ご要望が主である。また、それを踏まえて、5園の存続をという内容の陳情であるので、先ほど申し上げたように、私どもの実施計画上、2園を廃園するという基本的な方針であるので、この陳情については不採択をぜひお願いする。

委員長

皆さん、いかがか。

内藤委員

要旨のところは1番から3番までであるが、まず1つ目の3年保育に関しては、今、幼保一体化とかこども園の創設とか、幼児教育や幼児保育に関することがちょうど過渡期にあるかと思う。だから、この幼稚園の適正配置とともにこのことは議論するのではなくて、もっと総合的な観点から話し合っていく必要があるかと思うので、3年保育のことを今、独立してやるものではないかなと思う。

それから、跡地利用に関しては、このことも、跡地をこのように使うからこのように廃園するというふうな話になると逆のような形になってしまうので、廃園は廃園、適正配置は適正配置の議論をした上で、また跡地というのはどういうふうになっていくかというのも、これまた総合的な観点から話し合っていくべき問題ではないかなと思う。

3番目の5園の存続ということの前に、「次世代への発展的なまちづくりをかなえるために」とある。私はこの発想は大切な視点であるかなとすごく思っているが、これも今、上2つでお話したように、この5園を存続するがためにこれを考えるということになるとすごく限定的な話にまたなるので、このことは大切な視点として区全体の中で考えていく中で、もしかしたら廃園されたところも含まれてくるかもわからないが、話の順序としては、やはり切り離してすべき問題ではないかなと思うので、やはり陳情の第21号に関しては、採択はできないかなと考える。

天沼委員

私は、最初の陳情の3年保育の実施を求めるところで、練馬区としては、光が丘地域は区立の幼稚園があるが、ほかの地域は私立の幼稚園が中心になって行われてい

て、全体としては私立幼稚園が幼児教育の中心を担っていると思う。これは前に事務局から資料を提出していただいたように、ほかの23区でも同じような状況があるということ、そして、適正配置は23区の中でも順次もう既に行われてきている。また、都下とか三多摩地域のほうでも、そういった形で少子化に対応して、公立幼稚園のほうは適正配置が行われてきているということがある。

なぜ3年保育をしないかということ、やはり私立幼稚園のほうで3年保育を中心に進めているということで、この地域も私立幼稚園があって、区立と私立の競合関係が生まれてくるということから、やはり主として中心を担っていただいている私立幼稚園の経営を圧迫するというふうなことが行政のほうの考え方としてはあるのではないかなと思う。

3年保育も意味もあるし、また、2年保育の意味もあるとは思いますが、そういった現実問題に対応することを考えたときに、やはり区立は2年保育でやっていくという方針もあるのではないかなと思うので、直ちにこの陳情に求められているように、だからすぐに3年保育で私立と肩を並べてやっていくのがいいというふうにはならないだろうと思う。ということで、まず1番は不採択が望ましいと思う。3年保育のそれなりの理由づけというのは区立は区立としてちゃんとできた上でということと、適正配置に関して云々という話ではないだろうと。これは先ほどの内藤委員の意見と共通するところである。

それから、空き教室の利用というのは、学校教室も同じであるが、これはやはり教育の目的で、本来、子供たちのためのスペースとして建てられているものである。だから、すぐに例えば生涯学習の施設として使えるかどうかということ、またそこは議論が必要になってくると思う。例えば机1つにしても小さい、テーブルも小さい、スペースも小さい。本来、保育もしくは教育が行われている場でもあるので、もし使うとしても、時間その他の制約があって限られた使い方しかできない。それはそれなりのちゃんとした計画のもとに進められなければならないだろうと思う。

もちろん延長保育とか、地域の方々に幼児教育のサービスとか相談事業なんていうことは望ましいことだと思うが、直ちに空き教室をどうしようか、施設費用をどうするかという話はもう少し落ちついてから考えていただければと思うので、2番についてもすぐにはできないという話ではないと思う。

それから、3番目の5園存続ということで、先ほどと同じであるけれども、やはりこれからの推移を見ていくと、光が丘地域であると、平成16年で子供たちの数が平成2年に対して3割程度であると。それから、その後の推移でいくと、若干また減少する。平成36年には321人になるだろうという推移を出している。そうすると、1園では間に合わないけれども、今の定員からすると、1園と半分あればいい。だから、今後の推移で参ると、2園だけでも間に合ってしまう。

急激な子供の増加、新しい方が移り住んで、子供たちが増えて、また活気を取り戻してくるならば、5園ということもあるだろうと思うけれども、その見込みが今のところ、この人口の推移から言うと、今後の見込みからするとちょっとないということを見ると、5園を存続ということも少し無理があるということで、1、2、3番とも、陳情者の方の再考をお願いしたいということで、私はこれについても不採択が望ましいと思う。以上である。

委員長

ありがとう。

内藤委員

すまない、ちょっと訂正させてほしい。先ほど2番目の項目について、跡地事業というふうに話してしまったが、教室の利用ということであった。今までいろいろな陳情やいろいろな資料を見ているものであるから、ちょっと話が混線したが、基本的には同じことではある。

委員長

承知した。

安藤委員

私も1つずつ言うと、3年保育の実施については、今後、こども園等を考えていかなければならない中で、新しく3年保育というのをすぐに考えることはできないと思うし、また、適正配置に絡めて3年保育というのは、先ほど内藤委員がおっしゃったように、別の問題としてとらえていくべきではないかなと思う。

ほかの2点についても、案としてはどうか、提案としてはとてもいいことなのかもしれないけれども、適正配置とはまた違ったことになるかと思うので、この陳情は不採択だと思う。

委員長

ありがとう。

では、私も述べるが、私のほうは、3年保育であるが、議論が出ているように、区立幼稚園ができた今までの経緯、そして、今後、国のほうもまだちょっとはっきりしていない、こども園、また幼保の連携等いろいろと検討していかなければいけないことがあるので、今ここであえて3年保育というのは必要なのではないかと考える。

それから、空き教室の利用等は、十分意見が出されていたように、あいたところをより効果的に活用していくために、時間をかけて十分に検討していく、そういう必要があるのではないかなと思う。

特に今までの陳情18号とも関連するが、光が丘の現状を考えると、5園の存続というのは、それは非常に無理があるということで、私も不採択でよろしいのではないかなと考える。

では、ここでまとめたいと思う。

平成23年陳情第21号は、「不採択」でよろしいか。

委員一同

よい。



委員長

それでは、平成23年陳情第21号は、「不採択」とする。

次に、平成23年陳情第22号に関して、採択もしくは不採択のご意見をいただきたいと思う。

教育長

この陳情についても、趣旨は同様かなと認識しているが、1項目の、検討委員会を改めて設けてというご指摘である。先ほど委員からお話があったように、この適正配置の問題については、平成17年度、区立小・中学校及び区立幼稚園の適正配置に関する報告が出て以降、さまざまところで議論をさせていただいている。議会にもお諮りして議論を重ねてきて今日に至っている中身である。そういう意味では、改めて検討委員会を設けるということについては、我々としては考えていないということをまず申し上げる。

2点目については園数及び園の選定の見直しということであるが、これについても再三申し上げている。40%しかない、4割しかない充員率を考えたときに、2園はどうしても廃園せざるを得ないだろうというのが私どもの判断である。廃園するときの園名については、どこを廃園するかについては、先ほども申し上げたように、幾つかの要素、それらを総合的に判断して園名の確定をした。これについても、行政の責任としてやらざるを得ないということで、園名を行政として検討させていただいたということである。したがって、この見直しについては考えていない。

3点目の計画実施日程の配慮、あるいは丁寧な実施計画の告知ということの項目であるけれども、これについても理由の中身を見ると、今回の適正配置の再検討をした上でということが前提となっている。そういう意味では、2項目めの園数及び園の選定の見直しが前提になった上で改めて日程への配慮ということのご趣旨であるので、我々としてはこれについても採択する動きにはなかなかかなりづらいなと思っている。

以上、申し上げたとおり、1項目から3項目まで、私としては不採択としていただきたいと思っている。以上である。

委員長

ありがとう。

天沼委員

最初のところ、1番のところ、区立幼稚園の未来像について十分な議論ということはこれからもしていかなければいけないけれども、きょうは事務局のほうから計画が若干示されると思うが、連携型、地域との連携、小学校との連携のこども園などのモデル園を考えていたりとか、あるいは特に障害児の園児を受け入れるということは区の幼稚園としてはこれまでも行われてきたけれども、1つの特徴として、さらにそれを強めていく、また、私立の幼稚園のほうにも働きかけを行うということが使命だろうということから、区立幼稚園の1つの将来像がそのあたりを中心に描かれ、これからつくられていくんだろうなと思う。

その方策としては、やはり地域との連携である。私立幼稚園もそうであるけれども、さまざまな機関、人々との連携をとって子供たちを支えていくというシステムをどうつくっていくかというふうなところがあると思う。これはこれまでもいろいろご説明していただいているけれども、それを明確にしていく必要はあるだろうということで、これが不十分だということをやめようという話にはならない。これはやっていかなければいけないことである。

それから、選定の見直しは、これまで何度も、実はこの会議でも事務局からご説明いただいているが、何点かの視点　連携のしやすさとか、地域の利便性とか、それから、充員率とか、子供たちが定員に対して何割ぐらいが充員されているかということと、それから、土地や家屋の権利関係など、いろいろな視点から今回選定したと。光が丘という地域は、駅を中心に北と南で分かれている。そこがやっぱり大きな地理的な選択の理由で、東西ではなくて、南北で分かれている。その辺のところも考えながら、今回選定していったということが前に何度か示されているので、それを覆す、何かこちらのほうで選定の理由を設けて、これがあるからこうしたいという、有効なと申すか、合理的な選定基準というのはまだ今までのところ出されていないので、これが選定の見直しにはならないということは、これを受けざるを得ないだろうと。

それから、次の実施日程は先ほど申したように、告知もされているので、今後改めて日程変更ということはないのではないかと思うので、1、2、3あわせて、ここで採択するということには当たらないと思う。以上である。

委員長

ありがとう。

安藤委員

まず1番の廃園計画策定に当たり外部者の検討委員会を設けるということになっているけれども、廃園については、先ほどから何回か話に出ているけれども、外部評価等で、光が丘の幼稚園は適正配置が必要であると言われてきている中での決定であるので、既に外部の方々にも諮っているというふうにみなしていいと思う。

また、廃園の園の選定であるが、園の選定についても、これまでいろいろな理由等を事務局のほうから説明があった。ほんとうに総合的な観点としか言いようのない、これだからこう、これだからこうということではなかったけれども、いろいろな面から考えて決まった園なので、これも見直しは難しいと思う。

区民の混乱、実施計画の日程ということであるが、これについても、先ほど教育長がおっしゃったように、平成17年から話が挙がっている中、それが区民の皆様によく伝わっていなかったということは今になってはほんとうに残念だなと思うけれども、時間をかけて計画されてきたということをご理解いただきたいと思うので、不採択としたいと思う。

内藤委員

1番目のことに関しては、やはり皆さんおっしゃっているように、今まで一定の手順

を踏んで話は進められてきたかなと思うので、改めてまたそういった会合を持つことはないのではないかなと思う。

それから、将来像についてということも、天沼委員もおっしゃったが、今回の組織改正の中で、保育所のことも教育委員会の組織に入ることになっているので、既に幼児保育や幼児教育についてどのようにしていくのかということは論議が始まっていることだと思う。これが終わりではなくて、これから引き続き、総合的な観点から話を進めていくことであると思うので、区立幼稚園だけのこととの関連ではなくて、全体的な話をしていく必要がある。先ほどの陳情のときと同じ意見であるが、1についてはやはり採択はできないかなと思う。

それから、2番目についても、どこの園を廃園するにしても大変忍びない気持ちはいっぱいである。どこの園が廃園というふうに決定されても、該当の方々にはそれぞれ言い分があって、どうして自分たちの園なのかなということはいずれに出てきて当然かなと思う。ただ、今まで事務局がデータを出していただいた中のことをしっかりと読んでみると、やはりそれは説得力がある。区民の多くの方々から納得できるようなご説明もちゃんとされているなど私としては考えている。該当の園には大変申しわけないとは思いますが、その辺のところは理解していただきたいなと思うので、2園廃園、それから、選定園については変更はしないで、妥当な選定であると考えている。

それから、3つ目のことについても、26年度にということで今までも手順を踏んで話がされてきたかなと思うので、特に採択の必要はないかなと考えている。以上である。

委員長

私のほうは、皆様のほうで十分に意見を言っていた。重複になるので、1番、3番については同じということでご理解いただきたいと思う。

ただ、2番に関しては、先ほど内藤委員も発言されていたが、該当の園の方たちはとても心情的にも、そこに子供たちを通わせてきたという今までのこと、これからまた新たなところに移るということに関しては、ほんとうにつらいものがあるということは十分にご推察申し上げます。だが、平成17年からずっと検討されてきた、あまりにも充員率が満たない現状に関しては十分ご理解いただいて、今後ほんとうに存続する2園で充実した教育、保育をしていくようにということでご理解をいただきたいと思う。私のほうも不採択とさせていただきたいなと思う。

それでは、ここでまとめたいと思う。

平成23年陳情第22号は、「不採択」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、平成23年陳情第22号は、「不採択」とする。

安藤委員

不採択ということが決定した上で一言述べさせていただきたいと思う。今回やはり陳情の方もいらっしゃると思うので、お話しさせていただきたいと思う。

廃園にかかわっているすべての方々、特に陳情された方々というのは一生懸命幼稚園のことを考えてくださっていると思う。その中で廃園と聞いて、今、外松委員長がおっしゃったように、やはり自分の幼稚園がなくなるということはすごく悲しく思われるのは当然だと思う。

でも、なくなるというふうに選ばれたからといって、その幼稚園がほんとうに要らないとか、ましてや、今までの存在を否定するものではないということだと思う。今まで多くの子供たちを保護者と一緒に育ててきた大切な幼稚園だと思っている。ただ、ほんとうにこれまで何カ月も説明されてきたように、一定の役割を終えて、充員率についてもこのまま維持していくのが難しいという判断が何年も前からされているというふうに、だから、廃園ということになったのだと思う。

勝手な意見かもしれないが、否定されたとか、廃園となる個別の幼稚園が要らないと判断されたと思わないでほしい。ましてや、かかわっていらっしゃるすべての方々の否定するものではないので。例えば私が今、仕事をしている中で、「あなたの仕事は要らない」と言われたら、すごくショックだと思う。そういった中で、教育委員会としても、多分、ほかの先生の皆様も、出さなくてはならなかった結論というのは苦渋の選択であった。おそらく今までじかに陳情の方々のお話を聞いていらっしゃる学務課長はもっと悩まれたことだと私は思っている。

幼稚園は明日からすぐなくなるというわけではないのである。最後まできちんと子供たちを見守り育てていくことというのは教育委員会でも再三確認してまいった。募集を行わない25年度についても、ほかの園との協力のもとにちゃんと教育課程が検討されていくと思うので、どうかご理解いただきたいと思う。以上である。

委員長

ありがとう。

(1) 議案第14号 区立幼稚園適正配置実施計画の策定について

委員長

それでは、議案に入りたいと思う。議案第14号 区立幼稚園適正配置実施計画の策定についてである。

では、この議案について説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

ただいま説明があったとおり、これまで審議を重ねてまいった区立幼稚園適正実施計

画が議案として提出されている。

では、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

#### 天沼委員

今ご説明いただいたように、幼稚園が適正配置により2園減少したからといって、教育の質を落とす、保育の質を落とすということではないということである。これまでも大きな課題であった障害児保育の受け入れとか、あるいは認定こども園という新しい名称が出てきているが、そういった保育と幼児教育とを兼ねた新しいタイプの幼児教育を模索するとか、大きな課題が見えてきたのではないかと思う。したがって、2園にすることは教育の質を改めて低下させるのではなくて、さらなる向上を求めていくということである。ただ、ご利用されている方々には、通園に関して非常にご不便をおかけするかなと思うが、その点はほんとうにご迷惑をおかけして申しわけないなと思うけれども、区立幼稚園のほうはさらに教育の質を高める方向で改革を進めていくということが改めてここに示されたなと思う。

それから、先ほどもお話しさせていただいたけれども、廃園になったというか、その利用については、さらにその先のことであるので、幼児教育の施設として利用されるのか、あるいは区民全体に開かれた新たな施設を考えていくのか、それはまだここではわからないので、議論はできないのかなと思う。

以上である。

#### 学務課長

跡施設の活用については、今、天沼委員からのご質問があったけれども、現時点ではまだ検討はされていない。ただ、当然、跡施設の活用については、教育委員会だけではなく、区全体として、区全体の、区民全体の財産ということで今後検討していくということが現在の方針ということで行っている。この間、幼稚園の適正配置計画案を示すところでということで、幼稚園がある住棟の管理組合のほうにもずっとお話ししていく必要があった。

今後さらにこの計画が決まるということで、現在、管理規約の中では、構成員として幼稚園が含まれているので、当然その辺の改正とかが必要になってくる。それはまず、跡施設が何になるかということは別にして、そういう改正が必要であるということについては、管理組合の理事会ともこれから話をしていく必要がある。引き続き、地元の方々のさまざまなご意見等もあると思うので、跡施設の活用ということであると、主には企画課が中心で検討していくことになるうかと思っているが、適切に進めていきたいと考えている。以上である。

#### 内藤委員

廃園するということは、そこに通ってらっしゃるし、これからも通いたかったという方々にとっては、近いにこしたことはないということは当然だとは思いますが、諸般の事情で廃園ということも行わざるを得ないかと思う。

そして、今度出された適正配置では、廃園のことだけではなくて、今、5ページのと

ころの幼保の連携と一体化というところで述べられているように、「すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援する」というような大きな視点から幼児保育とか教育ということについて見ていこうという態勢というか、姿勢というか、全体でそういう機運が今、高まって、そのことに向かって組織化されてきているかなと思うので、今後、この事柄についてより一層よい方向に行くのではないかなと、私としては期待していきたいと思っているところである。

この実施計画案を改めてまたよく読ませていただいたが、大変説得力があるし、多くの区民の方が納得できる内容になっているのではないかなと私としては改めて感じたところでところである。また、修正箇所等も、今回陳情の方々がいろいろと意見を出していただくことによってさらに深められた資料が出されたことにより、私たち委員や皆様方も理解がより深まり、自信を持ってこの計画を出すに至ったのではないかなと私としては考えている。この計画案は、大変ご苦労いただいたかと思うが、よくまとめていただいたなと思っている。ありがとう。

#### 天沼委員

今後は、多くの子供たちが、存続する予定のむらさき幼稚園やさくら幼稚園へ集まってくるので、それを受け入れる教育プログラムとか学校行事、そういうことを考えて、小学校や周辺の保育園との連携をどういふふうにとっていくかとか、そのために、もしかすると必要な職員を配置しなければいけないとか、そういった具体的な動きを進めていかなければいけないと思うけれども、実施計画を受けた後で、幼稚園をどういふふうにつくっていくかということが大きな課題になってくると思う。そういったところで、行政のほうもいろいろその辺のところをぜひ支援していただきたいなと思う。

今、1つお聞きしたいが、保育士とか、それから、例えば特定の連携プログラムとか、そういうものを担当するような職務を持つ職員、そういう方をこういったところに置くとかそういうことは可能か。今後の課題ということであるか。

#### 庶務課長

今後、幼保小連携のために新たに教育企画課の中にそういったセクションを置いて、連携をやっていくようにはしている。やりようによっては、当該施設においてやるというのもできないことはないけれども、来年度からは、教育企画課の中にそういったことを検討していく組織は一応設けていくことにしている。

#### 天沼委員

もう1つ。今までの子供たちの充員率からするとそれほど危惧することはないかと思うけれども、子供が膨れ上がっていくというか、特定の園が人気が出て増えていくと、その園を増設するとか、あるいは改築していくとか、そんなふうにして受け入れるということは考えられるのか。

#### 学務課長

光が丘の区立幼稚園はすべて住棟の1階部分ということで、ホールは別になっている

けれども、当然、人数とか、面積が決められている。私どもとすると、先ほども申し上げたように、光が丘の残る2園で現在の4園のお子様を受け入れることは十分可能であるので、大変申しわけないけれども、第1希望でかなわない場合は、第2希望の区立幼稚園ということも選択肢として持っていただければ、2園で受け入れは可能だと思っているし、北大泉に幼稚園もあるので、光が丘以外から現在光が丘に通っていらっしゃるお子様の中では、北大泉幼稚園も通園可能な距離の方もいらっしゃるの、光が丘2園と北大泉幼稚園1園の範囲の中で区立幼稚園をご希望の方は幼稚園選びをしていただければと考えている。

天沼委員

わかった。

委員長

よろしいか。

適正配置実施計画は、まさに適正配置に関して非常に丁寧にまとめられている計画だと思う。天沼委員からは、もう既に今後のことを心配されて、今後に関してのご質問等が出ていた。特に5ページに関しては、ほんとうに今後どのように幼稚園教育を充実させていくか、子供たちをどう育てていくかということが中心になって記載されている。これらについては、今後具体的に対話をしていかなければならない大きな課題であると思うので、この辺をしっかりと取り組んでいただくということでお願いしたいなと私としては思っている。

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第14号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第14号については、「承認」とする。

今申し上げたけれども、事務局においては、ただいま決定した区立幼稚園適正配置実施計画を今後速やかに保護者、区民に周知していただくとともに、今後の進め方等については、計画どおり、十分な配慮を持って対応していくようお願いする。

なお、この協議(1)区立幼稚園の適正配置については、この計画策定をもって終了とさせていただきます。

- (2) 議案第15号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第16号 練馬区教育委員会教育長職務代行者指定に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第17号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第18号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- (6) 議案第19号 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例第14条第1項に規定する公表に関する規則
- (7) 議案第20号 練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第21号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第22号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第23号 練馬区立公民館条例施行規則等を廃止する規則

#### 委員長

では、次の議案である。議案(2)の議案第15号から議案(10)の第23号まですべて関連する案件であるので、まずこれをまとめて行ってまいりたいと思う。たくさんあるが、一応読み上げさせていただく。議案第15号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、議案第16号 練馬区教育委員会教育長職務代行者指定に関する規則の一部を改正する規則、議案第17号 練馬区就学対策協議会規則の一部を改正する規則、議案第18号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第19号 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例第14条第1項に規定する公表に関する規則、議案第20号 練馬区生涯学習施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則、議案第21号 練馬区立学校の施設を活用する事業に関する規則の一部を改正する規則、議案第22号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、議案第23号 練馬区立公民館条例施行規則等を廃止する規則、以上である。

以上についての説明をお願いします。

#### 庶務課長

資料に基づき説明

#### 委員長

ありがとう。

たくさんの議案が出たけれども、これらの議案について、各委員のご意見、ご質問を伺う。

#### 安藤委員

議案第19号であるけれども、今、簡単に説明していただいたけれども、中身がわからないので、もしよければ少し説明していただけると、簡単な例を挙げていただけるとどんなふうになるかということをお願いする。

#### 庶務課長

こちらの練馬区保健福祉サービス苦情調整委員であるけれども、もともとは介護保険サービスの苦情調整委員としてスタートしている。平成12年に介護保険の措置から契約へということで制度が変わってできた中で、利用者がサービスを受ける際のさまざまな苦情関連について、第三者機関でそのところを調整しようということまでできてい



る。その後、平成15年に、障害者、それから、児童に関する福祉サービスの部分も対象にした保健福祉サービス苦情調整委員ということで、平成15年からずっと続いているところである。

こちらについては、条例上は5名の委員で構成することになっているけれども、現在は3名の苦情調整委員 弁護士の方が2人、福祉関係の方がお1人それぞれ担っていて、いわゆる高齢者、障害者、児童に関するサービス提供に関する苦情について相談を受け、場合によっては、申し立て制度というものがあって、申し立てを受けた場合には、それぞれ委員さんが調査をし、それに対して区長に報告をするという形になっている。

年間大体百二、三十件程度の苦情とか相談がある。その中で、申し立てということで、委員さんが直接調査とかをやるのは大体十二、三件程度といった状況である。22年度においては、児童関連の苦情は122件中5件といった状況である。

この制度に基づいて、申し立てを受け、調査をし、改善を求めていくところであるけれども、改善に従わない事業者がいた場合には、苦情調整委員が区長にその旨を報告するというような規定があった。今回組織改正に伴って、児童福祉サービスが教育委員会の所管になるということで、そういった場合の報告先に教育委員会が加わったという形になっている。

その報告を受けたときは、区長なり教育委員会はこの部分を公表するという形になっている。公表するための手続を定めなければいけないので、今回新たに制定をするものである。手続の内容については、弁明の機会をちゃんと与えとか、そういった中身であるけれども、これは区長部局のほうの手続の例に従って定めるものである。

ちなみに、勧告に従わない場合での報告とか、こちらにもあるけれども、申し立て状況の報告 申し立て状況の報告については、毎年、苦情調整委員の活動内容ということで、冊子にしてそれぞれ議会のほうに一人一人に報告する形になっているので、そちらのほうはその形での報告になるのかなと思っている。であるから、勧告に従わない場合の公表の仕方について今回は規定するものである。これまでは、勧告に従わない場合の公表というのは例がない、ケースはなかったと聞いている。

安藤委員

ありがとう。

委員長

安藤委員の質問のおかげで、非常に詳しくよくわかった。ありがとう。

内藤委員

私も質問である。議案第15号の、資料の2ページになるのか、第6条のところ「教育振興部教育総務課および教育振興部教育指導課に統括指導主事を置くことができる」というふうになるとなっているが、これはどういうふうになるのか、どういうことなのか、ちょっと教えていただきたい。

組織規則新旧対照表の2ページの第6条のところ。

庶務課長

こちらについては、教育総務課に統括指導主事を置くということは、本来は教育企画課のほうが担当課になるが、そちらのほうに幼保小の一元化の関係で仕事を担うに当たって統括指導主事を置くということで今後は対応できればということである。教育企画課については担当課であるので、実際配置するのは教育総務課ということで、そういったところで改正ということにしている。

教育長

役所の組織の関係があって、教育企画課というのはたしか今の新しい学校づくり担当課があるが、それを改称して教育企画課を。そこで小中一貫教育の推進とか、あるいは幼保小の連携の強化といったものを扱うことになるが、そうした際にやはり教育の中身に直接かかわる部分が結構あるので、そこに場合によっては統括指導主事をつけることもあり得るかなということになって、今までは指導課だけだったので、そういうところにもつけられるように、あらかじめちょっと規定を変えた。ほんとうは教育企画課にと書けばいいが、組織上、教育企画課というは書けない。教育企画課はあくまでも担当課なので、その原課は教育総務課になるので、こういう表現になっているという状況である。

委員長

ほかにはあるか。

安藤委員

質問である。議案第15号は、事務局組織規則の一部を改正するとなっていて、新設されたこども家庭部について、いろいろな組織についての説明がある。一方で、例えば議案第23号のような公民館条例施行規則等を廃止する規則というのは、今まで教育委員会で管轄してきたものについての規則が廃止される。これ等に関する規則というのは新設されるのではないかなと思うけれども、そういったものはここには載らないのか。

庶務課長

こども家庭部関連のものは区長から教育委員会に委任されている形になるので、そういったときは、規則はあくまでも区長の規則というままで一応やるという形になるので、そういった意味では、子供関連部分の規則は、区長から委任されて、教育委員会でやるけれども、規則自体は区長の規則のままという形になるということであるので、その部分での制定などは生じない。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

今回の組織改正は大規模な改正で、新たに教育振興部やこども家庭部と、そして、そこにさまざまな課や係ができていろいろごちゃごちゃしていると思うけれども、それぞれ今いらっしゃる方々もいろいろ移られて、その引き継ぎというか、職務の内容が変わったりとか、そういったところの準備は順調に進んでいるのか。それが1つ。

もう1つは、私のミスかもしれないけれども、子供たちの、こども家庭部であるか、そういったところでの防災とかそういった、大震災を受けての取り組みを子供部署で担当するような係あるいは課というのはどちらになるのか。2点ちょっとお聞きしたい。

庶務課長

こういった組織改正に伴って、特に生涯学習関連とかがかなりばらける形になるけれども、その部分についてはそれぞれ担当者レベル、それから、係長レベル、その後、内示が出ると、管理職レベルの引き継ぎは、そこはきちんとしてやっているという形になる。また、教育委員会においても、今後新たな組織体制でやっていく形になるので、それぞれ今後、内示等が明らかになったら、全体的にこの辺で事前の意見調整なりということはしていきたいなと考えている。

2点目の子供関連の防災の部分であるけれども、確かにこの分掌事務の中にそのものずばりというのは出てきてはいないところであるけれども、こども家庭部のいわゆる庶務を担うのが子育て支援課となっているので、そこが総合的に子供関連については担う形になろうかなと思っている。また、それも含めて教育委員会全体という形になれば、これは私ども庶務課なり、新しい教育総務課あたりで、全体的なところは調整していく必要があるかなと思っている。あと、保育園関連については保育課のほうで担当しているので、担当する中での防災関連の対応というのは所管という形になろうかと思う。以上である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

大体よろしいか。内藤委員、いかがであるか。

内藤委員

15号の3ページにある右側のところに、幼保小連携担当係長というところが真ん中辺にあって、その(2)に教育振興基本計画の進行管理に関することというふうに、これは午後でやる部分になっている部分かと思うが、そのところで幼保小連携担当が進行管理に関することを担当するということなのか。どこに入るのかなと思っていたのであるが。

庶務課長

そのとおりであって、係の中にこういった職員を置くかというのがこれからあって、幼小連携、これから力を入れるところであるし、加えて、計画を今回定めることとなるので、その進行管理もあわせてこちらの係で行ってもらうということで、係にしたものである。

内藤委員

私は新しく何かそういう係名ができるのかなと思っていたが、その中に含まれると。

庶務課長

はい。

委員長

わかった。ありがとう。

安藤委員

15号の4枚目の子育て支援課の運営支援係、3)番であるが、実は私、ひろば事業にもかかわっているけれども、ひろば事業はいつも平仮名で書いているような気がするが、これは私の間違いなのか、ちょっと確認である。

平仮名のイメージが強いが、これはいわゆる学校放課後事業の1つかなと思うが、細かいことで申しわけない。

生涯学習課長

今、ご指摘いただいたとおり、広場事業について記載が漢字になっているので、通常、平仮名で「ひろば」というふうになっているので、すまない、調整させていただく。

安藤委員

よろしく願います。

委員長

では、その辺、よろしく願います。

よろしいか。

さまざま各委員からご意見をいただいた。ここでまとめたいと思う。

議案第15号から議案第23号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第15号から議案第23号については、「承認」とする。

次に、陳情5件である。継続審議中の陳情のうち、先ほど3番、6番、7番について

は審査を終えた。その他の陳情のうち、本日は(8)番、(9)番について取り扱い、そのほかの陳情に関しては「継続」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、そのようにさせていただく。

- (8) 平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

それでは、(8)番、(9)番の陳情案件である。平成24年陳情第1号 大泉小学校特別支援学級宿泊学習についての陳情書、平成24年陳情第2号 練馬区特別支援学級合同宿泊学習に関する陳情書である。これらの陳情案件については、本日資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、ただいま説明があった資料に関して、各委員のご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

これは夏季の宿泊行事の宿泊数についてのことである。そうすると、特別支援学級の学校の宿泊と、それから、そのほかの障害のない子供たちの学級の宿泊と、それらが宿泊行事を予定しているわけである。限られた施設の中で調整をしていくということまで前にご説明いただいたが、物理的に非常に難しくなっているということがあった。今後も特別支援学級は増えるということのようであるので、一番最大の難点というか、問題は、やはり調整できなくなっているところがあるということだったように記憶している。

その辺どうするかということが解決されなければ、やっぱりこれを受けていただかざるを得ないということもあると思う。もちろん保護者の方々からのご意見、ご質問は正当なご意見だろうかなと思う。ただ、教育の内容があって、プランがあって、先に行くということで、それに対して行政はそれのための条件整備をどうするかということも当然考えていかなければいけないということはあると思う。それは正論だろうかなとも思う。しかし一方で、それがかなわないという状況が起きてきている。この辺のジレンマ

が今、あるのかなと思う。今後、事務局としてどういうふうにその辺を調整していくかというのは大きな課題と思う。

そうなってくると、例えばほかの特別支援学級としては、さまざまな特色を出すということで前回の定例会でもご説明があったけれども、学校行事の中でも宿泊行事に非常に重きを置いた取り組みが行われているということであるので、あまり夏季にこだわらずに、ほかのところでももう少しそういった仕組みをしていく、補っていくという、そういうやり方もあるのではないかと。

障害のない学校の場合には、均一と申すか、一律に2泊3日であるとか、そういうふうなことで決められているけれども、状況が違うので、ねらいが違うところがあると思うので、非常に期間限定でいくと受けていただくかざるを得ないし、あるいは期間をこだわらずにやるならば、ここは一応受けていただきながら、ほかのところでもねらいを達成していただくというやり方もあるかなと思う。非常に漠然とした意見であるけれども、そんなふう考えている。

#### 学務課長

今回、宿泊数減ということで見直しをするのは夏季のみではなく、特別支援学級については、夏と秋と年2回宿泊学習をやっているの、そのどちらも3泊から2泊にすることである。

#### 安藤委員

陳情書につけていただいた資料の中にあっただけども、保護者の方も一緒に宿泊学習に行っていらっしゃるということで、今ここで議論になっているのは、施設面で制約があるということであるが、保護者の方がまず一緒に行く必要はあるのかということをお願いしたいのと、もし保護者の方が行かなかった場合に、行かなくても大丈夫だった場合、行かなかった場合に、施設的には充足できるのかなという気がするが、そのあたりいかがか。

#### 学務課長

保護者の方は全員ではないけれども、一部保護者の方が同行していらっしゃるということはある。当然、担任教諭だけではなく、こちら、宿泊学習ということで、補助する者もつけているけれども、やはり宿泊学習においては、これまで夏は遠泳をしていたりとか、あと、山登りをしたりとか、かなりカリキュラムも盛りだくさんだということで、保護者の方たちもその辺のお手伝いをしていただいているというところはある。

今、施設の面で、安藤委員のほうから、保護者の方が同行しなければということがあったが、施設的に厳しいというのは、1回当たり学校がグループを組んで行くわけであるが、部屋に余裕がないということではなくて、グループ、あと、通常級のほうの移動教室があるので、少年自然の家にスケジュールを当て込んでいく際に厳しいということもまず大きな要素としてあるので、個々の学校での行事に保護者の方が行かない場合であったとしても、全体として、どの学校が何日から何日まで行くかというスケジュール全体自体を組むことが大変厳しくなっているというところが実情としてある。

安藤委員

グループを大きくするというか、校数を増やして当てはめるといことは可能なのか。

学務課長

この間、実は今回、宿泊数の減少だけではなくて、一緒に行くグループの見直しも少し設置校長会のほうでしたところであるけれども、やはり学校数を多くすると、その結果、できるグループは少なくなるけれども、当然、1つのグループのお子様が多くなる。当然、宿泊学習ということで、ふだんの学校を離れて行動するわけであるので、今までの学校での授業とは違う場面が多々あって、当然、集団で行動する、場合によっては、指示についてもより危険を回避するというところでの指導等もあるので、あまり一度に行く学校数を多くして児童の数が多くなるということは、一方で、安全確保の面とかさういったところでの課題はあるというふうに考えている。設置校長会としても、グループについては3校から4校というところで決めているところであるので、それをさらに5校、6校単位で組むことはなかなか厳しいというふうに考えている。

委員長

ありがとう。

天沼委員

日程的に難しいというのはどうしようもないことなので、やっぱりそこは夏季、秋もそうだということであるけれども、そういう集まる時期はやはり2泊ということで我慢していただくざるを得ないだろうと思う。でも、目的を達成するためには、やっぱり宿泊行事に力を入れていращやるので、分散させていくほかない。つまり、ほかの時期にも宿泊で使えるようにしていくというふうにしていて、総合的にねらいを達成する。前にご説明があったけれども、自立性の育成ということが言われたけれども、そういうことを何回かに分けてやっていくというほかないのではないかと思う。集中的にやれば、当然集まってしまう。多くの学校が3泊でやりたいんだということになれば、今回のような、不可能であるという話になってしまうと思うので、そういう解決策、何かほかの解決方法、目的、ねらいを達成できればというか、それがやっぱり教育課程の中で一番大切だと思うので、先ほどの意見とほとんど同じであるけれども、そういうふうに思った。

内藤委員

現在3泊4日行っている学校の中のとりのわけ4校については、宿泊学習が教育活動の中核となって、日常の教育活動も行われているということはあるかと思うし、そのことについては大変成果も上がってきたなということも私自身は感じているところがある。練馬の中にそういった特色のある教育活動の受け皿があるということとはとてもよいことだとずっと思っているのであるが、特別支援学級がここへきて増加傾向がとまらないかなという感じで、今後も増えていく可能性があるのかなということを見ると、今、日

程的に組んでいくのが大変難しくなっているということも、そういうことであろうなということもある。とすると、3泊4日を2泊3日に変えていただいて、今までできたものが少し削減されるかもしれないけれども、そこを何とか工夫するという形でやっていただくしかないのかなと考えている。

教育長

前回お話をさせていただいたが、ほんとうに特色ある特別支援教育を実施しているという練馬区としてのよさみたいなものをこれからもももしずっと続けていくのであれば、やっぱり持続可能な制度にしていかなないと、やはり大もとのところでまた崩れてしまうので、しかも、限られたというか、少年自然の家を最大限を活用しながらほんとうに有効な活動をしていると私も思っているので、その辺をやはりそういう物理的な条件みたいなものもしっかりと踏まえて、今後もそれを続けていくための仕組みを今回ちょっと変えざるを得ないというところで今回出てきているので、これについては校長会の強い要請、要望もあるので、我々としては訴えていかざるを得ないのかと私は思っている。

委員長

ありがとう。各委員からさまざまご意見をいただいた。これらの陳情案件については、本日はここまでとして、継続して審議を進めてまいりたいと思うが、よろしいか。

教育長

継続で結構であるけれども、当然、教育課程が4月から始まるので、できたらは今月中の教育委員会で一定の方向性を出していただければありがたいなと思っている。よろしく願います。

委員長

確かにもう年度末に入っているのですが、ただいまの教育長の発言はそのとおりだと思う。では、平成24年陳情第1号、第2号については、「継続」とする。次の協議案件については、(1)は先ほど終了している。(2)については、案件の最後に行きたいと思う。

#### (1) 教育長報告

平成23年度練馬区学力調査結果について

(仮称)ねりま区民大学のあり方懇談会の答申について

練馬区スポーツ振興基本計画(中期評価)について

平成25年度の区立図書館の運営体制(案)について

平成24年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

小・中学校、幼稚園における局所放射線量の測定結果について

練馬区ジュニア・オーケストラ第27回定期演奏会の開催について

練馬区立総合体育館改築基本計画(案)について

南大泉第二スポーツ広場用地の返還について



平成24年度練馬区立図書館窓口等業務委託に係る委託候補者事業者の選定について  
その他

(口頭報告) 学校給食における放射性物質検査結果について  
その他

委員長

それでは、教育長報告である。前回途中でできなかつた報告がきょう幾つか残っている。まず、報告の 番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。大変実態がよくわかったかなと思う。  
ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

大変丁寧なご説明ありがとう。私も理科についてちょっと気になっていて、どうしてかなということ、この小冊子と別紙2を見ていて、別紙2の裏側のところの右側で、「生活学習意識部会(小中合同)」、黒ポチの3番目に、「授業の中で分からないことがあったらどうしますか」ということで、小中学校とも、「友達に聞く」が最も多い数。やはり先生に教えていただく、親から聞くというよりは、友達同士で教え合う、学び合うという関係が非常に意欲を高めるし、積極的にかかわろうという、そういった姿勢が生まれてくるのではないかと思う。

理科のところは、この研究報告書で先ほどもその中からご説明があったが、まず個人が予測を立てて班で話し合ったり、それから、実際実験をやる子を交代して、同じ者ではなくて交代してやって、そして、個人個人がまとめたものを班として報告するとか、そういった、お互いにグループで学び支え合うという関係が理科の中でも場面があれば、ぜひそれを取り入れていくともっと楽しく学べるのではないかと思う。

例えばマスコミなんかで、理科の実験でおもしろいいろいろなマジックのような実験を見て、子供たちが喜んでいるようなシーンなんかがある。先生がマジシャンになれというわけではないが、結構理科というのは、えてして難しいけれども、やり方によってはおもしろくできるかなと思うので、そういうものを取り入れながら、子供たち同士が学び合えるような条件設定が、ここから、このアンケートから見えてくるのかなと思った。

内藤委員

ちょっと似ているかもしれないが、どの方も目を引いたのは、やはり理科がどうして? というふうに当然行ったかと思う。小学校の子供たちだと、理科は実験が大変大好きであるというところであるが、中学校はやはり内容が難しくなるという話も先ほどあったのと、

やはり量も増えるので、実験というよりも知識注入的な授業になりがちなのかなと、これは推測であるけれども、そんなこともちょっと考えられるのかなと思っているが、今年だけに限ったことなのか、理科は練馬区としては今までもこういう傾向にあったのか。そして、それはどういうところが原因というふうに指導課のほうで考えられているのかちょっと教えていただきたい。

#### 教育指導課長

今回の区の調査ではこういうデータが出たが、東京都が5年生と、それから、中学校2年生で、やはり中学校については理科をやっているが、東京都がやった中学校2年生の調査においては、理科についてこういった結果は出なかった。やはり基礎学力といってもかなりいろいろな分野があるので、今回区がやった領域の内容の問題に関してはあまりいい結果が出なかったけれども、これをもって練馬区の子供たちは理科がというのはかなり短絡的な見方であって、今回の調査ではということである。

ただ、この冊子の78ページを、恐縮であるけれども、ごらんいただければと思うが、ここで理科に関してはこういう分析をしている。左側の78ページの一番上に「理科の勉強は好きですか」と。これを見ると、小学校も中学校もまあ好きだという子はいるが、ただ、やはりあまり好きではない子も結構いる。それに対して、その下の「理科の勉強で実験や観察をすることが好きですか」。理科の勉強はあまり好きではないけれども、実験や観察は好きだと答えている。実験や観察の項目は、中学校も75%くらい肯定的な回答をしている。

こういうデータを見ると、79ページの一番下のほうに整理しているが、下から3行目からのところ、理科の授業が座学中心ではなく、自分で確かめるといふ、観察や実験を多く取り入れるなどの授業改善を図ることで、理科離れに歯どめをかけ、理科が好きになる児童・生徒が増えていくと考える。やはりこのところが非常に大事で、実験・観察をした後の、先ほど天沼委員がおっしゃったような学び合いをさせるというようなところが1つポイントになるのかなと考えているところである。

#### 委員長

理科に関してはぜひそういうことで。

#### 安藤委員

感想であるが、小学校の国語や算数の正答率が高いのはほんとうにすばらしいと思うし、これは推測であるけれども、今まで2年間教育委員として学校を拝見させていただいて、研究発表が小学校はほんとうに盛んで、学校を挙げていろいろな角度から研究をされている、もしかしてその成果があらわれているのではないかなと思った。

一方で、中学校は教科担任制であるということによりなかなか難しいのかもしれないけれども、教科ごとで研究をされているのはすばらしいけれども、ぜひ理科も頑張っていたきたいなと思った。

先ほど、生徒同士での学び合いがとても大切だというふうにおっしゃっていて、私もまさしくそのとおりだと思う。ただ一方で、先生方に聞きにくい状況がもしかしたらあ

るとすれば、それはやっぱりちょっと問題なのかなと思うので、そういった面からもぜひご努力をいただきたいなと思っている。

委員長

ありがとう。

内藤委員

改善の手立てのところを読ませていただくと、日常生活と関連を図るとか、既習事項の確認とか、繰り返しの指導、それから、7年間の学習の見通しをもって指導していくというようなところなども具体的に挙げられているかと思った。

それについては、中学校は来年度から全面実施される新学習指導要領を踏まえた指導の重点であるかなというふうに、その事柄は指導の重点でもあるかと思う。23年8月に採択した新しい教科書も随分そのような傾向を打ち出していると思う。今までの教科書とちょっと変わった、繰り返しのこととか、既習事項をきちんと確認するとか、日常と関連を図るとかというようなことをかなり打ち出している教科書になっているかなと思うので、授業改善を図ることが目的であるという指導課長の最初おっしゃった言葉とおりだと思うので、この冊子の活用と、それから、新学習指導要領の指導の趣旨というか、そういったものを十分踏まえた授業改善を図っていかれるよう、ぜひよろしくお願いたいなと思う。

天沼委員

大賛成である。理科のことがお話に出ているが、社会科などはいろいろ、基本学習事項カードを作成するとか、いろいろな工夫をされていることが書いてある。だから、ほかの教科での工夫などを少し参考にさせていただいて、理科だけではなくて、ほかでどんなふうにやっとうまくいっているのか、あるいは問題点があるのかということで、そういったことに少しこれをごらんいただき検討していただくと。小・中連携の視点からの授業改善とあるが、そういう教科の違いがあるけれども、これを超えている工夫ができるところもあるので、この本は非常にいい本だと思うので、ぜひご参考いただければと思う。以上である。

内藤委員

もう一つ、ちょっと単純な質問に戻って申しわけない。今、理科のことはわかりあったが、英語が逆によいとても成績になっているかなと思うが、これはやはり地域的に英語は学校の指導に力が入っているのかとは思いますが、またその他の要素とか、そういったような、何かこういうことがあるから、比較的成績がよいというようなことが考えられるのか。

教育指導課長

ちょっと難しい。例えば小学校で英語活動が始まったという影響は、実は中学校3年生は、小学校のとき、まだそれほどやっていない。だから、そういった影響はない。だ

から、これは学校での勉強の成果はもちろん多いと思うが、やはり中学校3年生ぐらいになると、そのほかのところでも、英語については特に勉強している生徒も多いので、そういったもろもろの総合的な学力が高いのかなというふうには推察している。

委員長

それでは、報告の 番はよろしいか。

今後についてであるが、ここで一たん休憩を入れて、再開は午後1時からとしたいと思う。

皆様にお願ひであるけれども、まだ本日報告が非常にたくさん残っているので、なるべく審議がスムーズに行くよう、よろしくお願ひしたいと思う。

では、ここで一たん休憩とする。

( 休 憩 )

委員長

それでは、定例会を再開する。

生涯学習課長

先ほどの議案第15号に関して、放課後児童等のひろば事業ということでご指摘いただいた件であるけれども、漢字と平仮名という部分であるが、こちらの資料にある「広場事業」に関しては、放課後児童等の民間学童保育事業ということで、今現在、5つの民間の学童保育という事業を行っているところで、そちらに対して区が補助金等を支出して支援をしているという内容になるので、これについては、私どもの学校応援団で実施している「ひろば事業」とは異なる事業ということで、このままということにさせていただきたいと思う。以上である。

委員長

ありがとう。

それでは、報告の 番についてお願ひする。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員にご意見、ご質問をお聞ひする。

内藤委員

最初は感想である。この提言は非常にさまざまな角度からよく検討されていて、今まで区民大学というのはどういうものなのかちょっとイメージしにくかったけれども、大

分具体的にされているので、全体像が理解できて、イメージができるようになったかなと思う。

特に資料のプログラム例、21ページから30ページにたくさん挙げられているので、それをよく読んでみると、練馬らしさの視点も大変盛り込んであったり、おもしろそうなものもあるんだなということで、特色が示されているなどと思った。区民大学の目的の、地域を支える人材づくりにふさわしい内容になっているなどと思う。これを参考に計画化されるのはほんとうに楽しみで、期待するところである。

2点質問させほしい。1点は、他の区市の先行事例はどのような状況なのか、わかれば教えてほしい。

もう1点は、今ご説明のあった8ページの表2のところのあれであるが、「認証制度」があって、「まちづくり・地域づくり」につながるところに、認証というのは何かの資格というふうにとらえるのかどうか、そして、その資格を生かして、行政所管部署等で非常勤のような形の仕事があるようになるのかどうか。または、ボランティア活動に生かすという性質のものなのか、または両方なのか、その辺のところを教えていただけたらと思う。以上、2点である。

#### 生涯学習課長

1点目、ほかの区市町村等の事例であるけれども、東京23区でいくと、江戸川の区民大学並びに、この近くであると、杉並の区民大学という、2つの型というか、各区で実質やっているところがあるけれども、型がある。江戸川型と言ったらいいのか、これは一般教養的なものも含めて、さまざまな講座を開講している。特に学長に、元というか、現在もというか、北野教授をお迎えして、多くの区民を集めながら、さまざまな課題について開講しているというのが江戸川型である。それに対して、杉並型の区民大学については、例えば図書館においてこういう人材をボランティアとして集めて事業を展開していきたいというような行政側で考える課題について育成をしていくために、杉並の区民大学については、例えば4月にこれとこれとこれと明示して、そして、募集定員を決めて、その育成を行っていくというスタイル、この2つの形が今現在23区内で行われているような区民大学のスタイルということで事例としてはある。

2点目であるが、認証制度であるが、これについてはさまざまな議論をいただいた。最大公約数と申すか、最終的には役に立つような認証制度。この区民大学のそもそもの目的が、人材育成をすると。その育成した人材を実際に地域で活動できるように橋渡しをしていくということが大きな目標であるので、それに役立つような認証制度でなければ、やはりまずいだろうというような議論があった。

そういった意味で、今後、これから庁内検討会を開催して基本計画を策定していく中で具体化をしていきたいと考えているけれども、今、委員のほうでご質問されたような2つの、1つはボランティアである、もう1つは、例えば地域防災の中で必要な人材を育てるとすることで防災カレッジ等が始まるけれども、そういったような育成の中で、具体的に資格制度をつくって、それで、逆に言えば、例えば区の非常勤職員であったりとか、あるいは農の学校というのもこれから始まるような予定になっているけれども、そういうようなところで活躍できるような資格制度にしていく。ですから、これについ

てはまだ具体的な中身については、例えば民間の認証制度がいいのかとか、あるいは、本来は区民大学の卒業証書なり修了証書が、社会に出たとき、地域で活動するときこれが役に立つというのが一番いいと思うけれども、そういったものはやはり時間がかかるとか、さまざまご議論をいただいたところである。一応、そんなことで考えていたし、議論があったところである。以上である。

委員長

ありがとう。いかがであるか。

天沼委員

今の認証制度のことであるけれども、資料の提言の3ページの下の方に、卒業と修了を分けて、ほんとうに丁寧にいろいろご議論いただいて、今まで漠としていたところも結構、かなり明らかになってきたなという感じがする。この卒業証明書と修了証明書と分けているので、かなりその辺も、どういう資質とか資格を持った方が輩出されるのかということが明らかにされるのではないかと思う。やはりそれは区としてサポートしていく必要がある。であるので、学長のところはちょっとあいまいなまま残されているが、例えばきちんした、行政のほうで例えば区長が学長になるとか、あるいはその肩がわりとして、代行がどなたかされるという形で保証していくということが、そもそも成果を生かすという意味では必要になってくるかなと思う。そのためにはやっぱりきちんとした人材育成をしなければいけない。

ここでいろいろご議論されているけれども、講師の問題である。魅力のある講師というのがどこかに最初のほうに出てきたけれども、やはりそういう方をちゃんと適切な方に来ていただいて、後ろのほうで部署ごとにあったけれども、それプラス、やはりその講座のプロの方に来ていただいて、認証していただくようになればいいのかなと思う。

最初の提言も、大きくきちんとプログラムを3つに分けていて、これ、勝手に名前をつけたけれども、練馬学とか、仕事学、キャリア学、領域としてはそういうところが3本立てになってくるし、それプラス、やっぱりいろいろあるのかなと思うが、人材のところだったら、自分学みたいなことも入ってくるのかなと思う。あまりかた苦しい講座名にならずに、やはりそういうちょっと緩目と申すか、新しいタイプのちゃんとした名前がついて、それがどれだけ単位を修得したら修了証で、どこかの1つの分野をすべておさめたら卒業証明書と、そんな形になっていくと区民大学にふさわしいものになるのかなと思う。

それから、区民大学の大学名はやはり昔から学校教育法上使えない。これはやはりどういう名称にしていくかなということも今後課題かなと思う。

生涯学習課長

今、天沼委員がおっしゃったようなことも含めて、今後、来年度、さらに25年度も一部入るけれども、そういう中で検討させていただきたいと思う。また、ねりま区民大学については、今、委員おっしゃられたように、事業名として名称として使っていくということで仮称であるけれども、事業名であるので、現在の総合教育センターの跡施設

の施設名称等については、また別途検討会の中で議論しつつ、さまざまなところからご意見をいただきながら進めていきたいと思っている。よろしく願います。

#### 安藤委員

2つ質問がある。企業の活用について何か考えていらっしゃるのかというのと、アクセスについて課題があるというふうになっているが、今後そのあたりの課題の解消について何か考えていらっしゃるのか。

卒業後の市民の交流の場、何かそういうこと、言葉があれであるけれども、言葉がすぐに出てこなくて申しわけないけれども、地域との交流を活性化させていってというようなところがあったけれども、大学について、講座の中で、その場でも交流の場としての役割を持たせてあげられるといいのかなということを感じた。これは感想である。

それから、もう1つ、教育というか、小さい子供たちを育てていく中で父親が大きいというふうに今、感じている部分があって、お父さんたちがちょっと子育てについて学んだり、かかわったりできるというようなものがあるといいなというふうに、いろいろなプログラムを見て思った。ただ、会社員であったりとか、子育て期間中のお父さんたちはすごく忙しい時期でもあるので、もちろんきちとした認証制度も大切だと思うけれども、気楽に通えるそういう講座みたいなものもあっていいのかなと。それを、少しでも構わないし、将来的にフィードバックできるようなそういうことがあったらいいのかなと思った。

#### 生涯学習課長

まず1点目の企業の活用等についてであるけれども、本文の13ページに記載をさせていただいた「教育機関・民間団体、生涯学習施設等の連携」ということで、特に練馬区内の、ここには、大学教育機関、NPO等地域活動団体、民間企業、生涯学習施設、さまざまな機関との連携をしていくということでご意見をいただいている。特に民間企業については、例えば議論の中では、漬物産業とかアニメ産業とか、そういったような産業が多く地場産業としてあるので、そういったところにもさまざまなお願いをしたり、あるいは講師としてのお願いをしたり、あるいはキャリア教育のためのご協力をいただいたりというようなことで連携をしていくというような議論をしてきたところである。

2点目は、アクセスについてであるが、今のところが駅から若干距離があるというようなこともあって、特に夜間の授業とかそういったような場合も含めて、ここでは将来的な課題としての議論であったが、Eラーニングとか、あるいはサテライトとして、例えばほかの生涯学習施設を教室として利用するとか、さまざまな形が考えられるよねというような議論をいただいたところである。

3番目の、父親の力が大きいということである。そういったようなことも含めて、どういうカリキュラムを組んで、まずどういうふうな人材が地域で求められているか、あるいはその育成についてどういうカリキュラムで、そういったものも含めて、今後、庁内の議論の中で煮詰めながら、将来的な方向も含めて考えていきたいと考えている。以上である。

委員長

ありがとう。  
よろしいか。それでは、どうぞよろしく願います。  
では、報告の 番について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。  
それでは、各委員にご意見、ご質問をお伺いする。

安藤委員

4ページの中学校運動部活動の強化のところ、練馬区立中学校部活動外部指導員人材バンクを設置したとある。こちらの、今おっしゃったスポーツ指導者バンクの設置、これは2つをリンクさせれば、もっと充実したものになるような気がするけれども、こちらはまだ設置しているけれども、中学校のほうまで指導していないということなのか。

スポーツ振興課長

中学校の部活動のための外部指導員人材バンク、こちらのほうは先行して設置していて、現在も指導員の派遣等を行っているところである。一方、中学校の部活動に限らず、さまざまな団体への指導員の派遣というようなことで、スポーツ指導者バンクというような設置が必要かということである。いずれこちらの2つの考え方をどう統合していくかというようなことは検討課題なのかなと思っている。

先ほどちょっと触れた、スポーツボランティアバンクのほうについても、こちらのほうは、スポーツリーダーの方だけだとしていると。区の事業を行う際にご協力いただくというような形で、この辺もやはり課題だと考えているところである。以上である。

内藤委員

計画の達成状況の視点の中に、4番としてスポーツ実施率という視点を挙げられたことは大変いいことだなとまず思う。しかしながら、それは本人の意思によるものなので、向上を図るということは、どのように啓発をしていくかというようなこととも関連があるので大変難しい課題ではあるかなと思うが、あえて達成状況を視点に入れたということは評価するべきものかなと思った。

28ページには今後の重点を書いておられるので、この取り組みを地道に、でも、しっかりと進めていくことかなと考える。

質問であるが、目標を60%にしてあって、平成18年は46.2%、平成23年は27.4%とマイナス18%であったとあるが、アンケートの回収方法が違っているというようなことが書いてあった。これは何で違う方法をとったのかなということで、データとしてちょっと比較しにくいかなというところを思った。



スポーツ振興課長

これ、ちょっと言いわけになるのであるけれども、平成18年度に実施にした結果46.2%という数値であるが、これはスポーツ振興課のほうで独自に調査を行ったときのものである。一方、今回の27.4%については、区全体のほうで区民意識意向調査というのを毎年度行っているが、その中の1つの項目にしたということがある。そのような形でアンケートの回収方法も違っているということである。

内藤委員

わかった。

天沼委員

今のは、要するに、かつてのほうが分母が、全数調査と申すか、対象者が全区民にわたっていなかったという、そういう意味であるか。

スポーツ振興課長

最初の調査も今回の調査も基本的に対象者は同じであるけれども、今回のほうの区民意識意向調査については、先ほど言ったとおり、回収方法等が若干違っている。

それと、せっかくご質問いただいたので言いわけの1つを加えさせていただきたいが、スポーツについては、私どもの定義としては、いわゆる勝敗を競うような競技スポーツのみならず、身近なところで体を動かす、公園に行っちょっと体操するとか、あるいは散歩を行うとか、こういうこともスポーツに含めているわけであるが、今回の質問の仕方について、最初に、「スポーツを1年間で何回やったか」というような聞き方になっている。前は、その辺のところを十分、事前段階でスポーツはこういうものであるということを説明した上でアンケートを行ったもので、その部分がちょっと結果に響いたのかなと。以上である。

内藤委員

私もスポーツというのは何かなというのを辞典で引くと、今のようなご説明なのかなというので、スポーツ実施率とは何を指すのかなと、今、ちょっと疑問に思ったがよくわかった。

委員長

個人的にちょっとお聞きしたいが、今回の計画とはちょっと別になるかと思うが、たまたま時々、地域の年輩の方からよく言われることで、大泉方面の年配の方々は、健康のために水中ウォーキングとかをやりたいと。だけれども、どこも皆、遠くて、区の施設が幾つかあるけれども、それがなかなか使えない。保護施設の何か建物ができて、もしかしたらここに体育施設ができるのかなと思ったが、違った。あと、ゆめりあのところが建つときに、あの中にもかししたらちょっとしたそういうスポーツ施設ができるのかしらと期待したけれども、でも、それも違ったと。そうすると、自分などは別に車を

運転していくわけではないから、やりたいんだけどなかなかできないという、そういうお声をを時々伺っていた。区としては何かその辺、今後、計画があれば、そういうお声もぜひくんでいただいて、考えていただけたらなと思っている。

では、これは大体よろしいか。

それでは、報告の 番について願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

よろしいか。

それでは、報告の 番について願います。

教育長

第一回議会定例会で一般質問が出たので、概略を知らせさせていただいている。何かあったら、ご指摘をいただければと思う。よろしく願います。

委員長

それでは、いかがか。何かご質問等あるか。

天沼委員

大変興味深い、いろいろご質問いただいているな。お答えも明確で、どういうふうにお考えになっていられるかということがわかる。

委員長

ほんとうにそうである。今の天沼委員のご意見に代表されているかと思うが、ほかの皆様、よろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、このようなことが取り交わされたということをしっかりと認識しておきたいと思う。

それでは、続いて、報告の 番について願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。  
ご意見、ご質問をお聞きする。

安藤委員

低減措置というのは具体的に、1つは穴を掘るということだったけれども、それ以外は、洗浄みたいな、そういうものであるか。

庶務課長

コンクリートとかアスファルトのところについては、水を流してデッキブラシで洗うということで、水で除染ができない土とか、そういったものについては、穴を掘って埋めるといったところに対応してまいった。以上である。

安藤委員

屋上というのが何カ所があるが、屋上は屋上を洗って、その水はどう流れていくのか。大丈夫であるか。

庶務課長

大体どこの学校も屋上をはかったが、ほとんどは結構清掃が行き届いていてほとんど出なかったけれども、清掃していないところでやはり水のたまりやすいところが出た数字があって、そこは大量の水で流した。あとは、屋上から出ている雨どいについては、大体、地下の下水に直結しているので、特にそこから外に出たということはない。

天沼委員

埋め立てた場所はどういうふうに示されているのか。示されていないのか。

庶務課長

当初、測定して出たところは、ここはちょっと高い数字が出ているということで表示して、立ち入り禁止の措置はしたところであるが、土中保管したところについては、学校のほうで埋めた場所を把握していただいているというところで、特に明示というところはしていない。

天沼委員

ということは、子供たちがうっかり掘ったりしたら、またこの土が出てくるということもあり得るわけであるのか。

庶務課長

埋める場所についても、ふだん、児童・生徒が立ち入らないような場所を選んでやっている。確かに掘れば出てくる可能性はあるが、あまりそういう遊びはしないかな

という気はしないでもないけれども、その辺は学校のほうで埋めた場所については把握しているの、また何か工事とか何かでほじくるときには、そのあたり気をつけてやる形になろうかと。

委員長

今の天沼委員のご質問に対してであるけれども、各校でそういう場所に、勝手に掘ったりとかしないように、わかるように何か表示をしていくか、どういうふうにするか、困って、言葉は別として、何かそういう指導はしているのか。

庶務課長

はかったときに高い数値が出たときには明示して、はいらないようにということでは統一的に指示はしたところであるけれども、埋めたところについては特にしていないので、今、いただいたご意見を踏まえて、何らかの対応はできるかどうかちょっと検討してみる。

委員長

確かに、またその後、測定したら、もう数値的には何も問題ないという状況も十分起こり得るかなとは思いますが、よろしくお願いします。

内藤委員

学校が把握しておくこともとても大事だと思うが、学校に勤務する人は代わっていくので、区のほうでどの場所にそれを埋めてあるのかということは、記録をきちんととって保存しておかれることが、ほかの施設を何か工事等で掘るときに参考にできるような形で記録していられることがよりよいのではないかなというふうに、今のお話を伺いながら思った。

庶務課長

今回の測定した地点の処理をした地点についても、直接私どもが資料でどこということとは把握しているので、そういったもので今後間違いのないように対応していきたい。

委員長

大事なことであるので、どうぞよろしくお願いします。  
ほかにはよろしいか。  
それでは、次の報告について、お願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

何かご質問はあるか。  
特にはよろしいか。ありがとう。  
それでは、次の報告に参る。報告の 番について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。  
各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

内藤委員

平成26年度、事業推進とあるが、完成するのはいつの見込みになっている予定なのか。

スポーツ振興課長

こちらであるが、来年度、事業方式を検討させていただくことになっている。事業方式と申すのは、区のほうで施設を整備して、それを指定管理にゆだねるであるとか、あるいは施設の整備そのものをいわゆるPFI等を活用して整備するということもいろいろある。そのようなことがあるので、方針を決めた中で25年度から事業に着手していくということであるので、例えば区が整備するのであれば、25年度に基本設計に入っ  
て、実施設計ということ、それがおおむね3年間ぐらいかかるかなど。それとまた、実際の工事については1年半とか2年ぐらいかかるので、今回示しているのは、事業方式によって、事業着手から後ろへの流れが若干かわっている。あと、現在の、今、見直している長期計画も26年度までということもあって、今回、26年度までしか示していないが、先ほど言ったとおり、例えば設計に3年かかって、整備に2年、ほぼ5年ぐらいかかるということである。以上である。

委員長

今の状態ではちょっと慮っていただきたいと、そのようなことであった。  
この計画(案)に関しては、素案のところで大分ご意見もいただいたので、では、よろしいか。  
では次、報告の 番について願います。

スポーツ振興課長

資料に基づき説明

委員長

何かご意見、ご質問あるか。

天沼委員

返還するということについて、何か理由がおりなのか。

それとも1点は、可能であれば、買い上げるということは可能なのか。

スポーツ振興課長

こちら、土地所有者の方のご事情であるが、もう少し具体的には、いわゆる相続等の関係でこの土地を処分するというような形である。

あと、区のほうで買い取れないかというご提案である。私どももいろいろ検討させていただいた。買い取るに当たっては財源等の確保も必要であるので、さまざまな交付金等々を検討させていただいて、4割程度については交付金で賄えるかなということと考えたが、残り6割は区の一般財源からそのままということであって、厳しい財政状況の中でなかなか厳しかったということと、あと、土地所有者の方については、区への買い取りを最優先ということではなかったようである。民間事業者等と話し合いを続けながら、区も買えるんだったらばということはおっしゃっていただいたわけであるが、最終的には買い取りが難しいということである。

天沼委員

わかった。

委員長

あと、関連して、地域の皆さんのためにということで、長いこと無償で貸していただいていたわけではないか。だから、閉めた後、何か感謝の気持ちを何かでお知らせするとか、そういうようなことは今までもしてきているのか。

スポーツ振興課長

こちら、地域の方々が、先ほど委員長おっしゃったとおり、土地を無償で貸していただいて、その地域の方々が日常のかぎのあけ閉めからすべてやっていただいたところである。そのようなこともあって、私どもの以前の例であると、感謝状のほうを贈呈させていただいたということがある。今回についても、何らかのことはできないかなということで検討しているところである。

委員長

わかった。ありがとう。よろしく願います。

それでは、次の報告に参りたいと思う。

報告の 番を願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。ご意見、ご質問等あるか。  
それでは、一応、報告 番まで参ったが、その他の報告等あるか。

施設給食課長

2月20日にご報告をさせていただいた給食の放射性物質検査の速報について、口頭であるが、ご報告させていただく。

2月27日月曜日の給食から検査を開始した。対象となっているのが、99校分の給食をつくっている学校88校と、それから、幼稚園が1園ということで、全部で89あるけれども、今、検査の結果が出ているのが、先週の金曜日3月9日までに実施した、68の学校と1つの幼稚園ということで69の施設と、それと、牛乳単独ということで、ご報告させていただく。以上である。

委員長

ありがとう。よかった。  
その他、報告はあるか。

(2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

それでは、協議案件のほうに入りたいと思う。この協議案件については資料が提出されているので、説明のほうをお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。今、説明いただいたとおり、前回提出のあった総論に加えて、計画全体の素案が提出された。本日のこの協議で素案の内容を固めてまいりたいと思う。

については、進め方であるけれども、「第1部 総論」については、前回も協議を行ったが、もし改めてご意見があればまず総論に関して伺って、「第2部 基本施策」は、各章ごとに進めてまいりたいと思う。そして、第3部以降はまたまとめてご意見をいただけたらと考える。よろしいか。

それでは、「第1部 総論」の部分について、もし改めてご意見、ご質問等があったら、お伺いしたいと思う。

その前に、先ほど庶務課長のほうから、文言についての2点、訂正のほうがきちんとあった。

内藤委員

確認であるが、第1章第1節で計画策定の趣旨が述べられているので、そこで、地域

のきずなではぐくむという観点、社会全体で子供を育てるという観点が今後の方向性として特色であるというふうに取り上げたが、それでいいのかなということと、そのことが施策の中でどの辺にでているのかなということが少しわかりやすいといいかなと思った。今のご説明の中で、多分、ここ、ここ、ここおっしゃった部分がそれに当たるのかなと思ったが、そういう理解でよろしいか。

#### 庶務課長

地域の絆で育むというのは、懇談会のほうの、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を議論していただく中で、練馬区には、こちらに書いているけれども、練馬区を愛する住民が多いこと、それから、地域でさまざま活動している人材や団体が多いということで、ぜひこの地域の絆で育むという観点を1つ取り入れてほしいということがあって、その部分については1つ理念の中に入れさせていただいたところである。そういった意味では、今後、この計画に基づいて教育の振興を図る上では、これが大きな1つの視点となるということになっている。

実際施策を展開するに当たって、地域のきずなではぐくむといったところについては、それぞれのところで、関係団体との連携を深めるとかそういったようなところで表記はさせていただいているところである。基本的にはこの計画を推進するに当たっては、やはり教育に関するさまざまな人なり団体がそれぞれ力を合わせてやっていこうといったところが1つ確かになっているものである。以上である。

#### 内藤委員

委員長、分断してできないので、全体の関連の意見になってしまうのかもしれない。

#### 委員長

どうぞ。

#### 内藤委員

この計画というのは、まず、今後の10年間を見通しての計画ということであるということで、今回の全体を見ると、教育に関する時代のニーズ、世の中のニーズ、それから、制度の変化への対応はしっかり踏まえていて、区の現状と課題もしっかりととらえている内容であって、今後の練馬区の教育振興を図る上での基本計画としてとても有意義なものであるなとまず私は思っている。

施策のところでは、先ほどもお話しがあったように、今までと現在推進されている事業、取り組みについて、よくそれぞれの項目ごとに分類されているので、大変わかりやすくなっているなとこれを見て感じた。

今ちょっと申し上げたのは、現在はまだ取り組んでいないが、今後検討すべき内容についても、この中に少し取り上げられているのであるとしたらば、それが例えば22ページ、23ページ、24ページにある施策の体系の中に、この部分は新しいというような星印がつくとか、網かけになるとか、そういうふうな表示があるとわかりやすいかなというのをちょっと感じた。



これ、全体読んだ中で、今後のことを考えていくというときに、今のことはよく整理されている。でも、今後どういう方向かというも中には言葉としては組み込まれているけれども、パッと開いて見たときに、どういう事業が見込まれているのかなど。現在やっていることしか書けないのか、または今後のこともちょっと入れていかれるのか。今度、組織改正があるので、少しそういうようなものが現実に24年度から始まるのかどうか、その辺のところはちょっとわかるというかなということ全体の中で感じた。

#### 学校教育部長

この計画をつくっている中で、今の内藤委員のご指摘のような、今やっている事業、それを充実させていく部分、それと、これから始めていくという部分、あるいは、この事業は重点という形で、主として、練馬区の教育委員会としてある意味で主要事業みたいな形でこの計画をつくれなかと、こういうふうなことで、途中でそういう検討も実はした。

実はなかなか難しいかなと。というのは、1つは、例えば小中一貫にしても現にやっているわけであるけれども、これからもっと、ある意味でいうと、新規に近いような形で全校に展開していくみたいな部分であるとか、幼保小にしてもこれは協議も教育委員会でやっていただいているし、部分的にはやっているが、まだ施策として意識して進めているのかというふうな部分もある。

そういう意味でいうと、まっさらなものというのがどこの時点でとらえていくのかなというところがあって、どうしても今の状況の中でそれを充実させていく、見方によっては新規みたいな部分も出てくるというふうなことがあって、その整理がなかなか難しいのかなということがあって、全体を読んでいただくと、今ある事業の整理というか、そういう部分で読まれがちであるが、その中に今後の方向性みたいなものも含ませているというふうな形になっている。

それから、主要事業という考え方もして、幾つかの事業を重点事業みたいな形で整理しようかなと思ったが、それもなかなか、正直言って、この事業は重点で、この事業は重点ではないという、そういう考え方も難しいのかなということで、読んでいただくと、ちょっと総合的というか、全体を主な取り組みみたいな形でとられてしまって、何を重点にしたいのかとちょっと読みにくいところもあるが、結果としてこういうふうな計画を素案として整理したと。

これは今現在、練馬区の教育委員会として教育に関する全体的な計画を持っていないという、そういう部分が実はあるのかなというところで、これが実はスタートになって、5年後に一応見直そうということで整理をしているが、そのときは例えばこれをやってきている中で、では、5年後のときに重点だとかというふうな整理ができるのか、そのところでまずは第一歩の計画なのかなということで、今回は素案をつくらせていただいた形になっている。

#### 内藤委員

私も今の話はよくわかった。まっさらなものはないというふうにおっしゃっていたけれども、ある意味、練馬区は結構先取りして、新しい方向に向かった事業をやりつつあ

るというのと、やってきたということなのかなというふうに解釈すればいいのかなと1つ思ったので、その辺のところを色分けするのが難しいというお話で、今、そのお話は私もよくわかった。

#### 学校教育部長

まさらなものがないというか、例えば仮称の学校教育支援センターの整備みたいなものはどういうふうにとらえるのかみたいなのところもあるし、例えば最後のところの学校図書館活性化事業の計画推進みたいな、こういうふうなものも実は出てくる話であって、なかなかまさらなのか、充実なのか、既存のベースなのかという、整理がなかなかつきにくいというところがある。

#### 内藤委員

私も質問の中で、学校図書館の活性化事業とあるけれども、それは何であるかと今、お聞きしようかと。これはもちろん「仮称」がついていたので、それはこれからということにとらえられるかなと。

あと、第何部か別の部のほうの話になると思うが、スタートということなので、これを毎年見直すような組織もこのたび立ち上げるということで、さっきの組織図の中にもたしかそんな係があったかなということなので、これがだんだんに充実されていくのかなと。そのとき、またちょっと表現が変わってくるのかなということも考えられるのかもかもしれないということを今のご説明でわかった。

#### 委員長

ありがとう。

それでは、「第1部 総論」に関して、まだほかにもご意見、ご質問等あるか。

#### 天沼委員

18ページの課題のところ、東日本大震災を受けて防災に関してであるけれども、定例議会のほうでは、児童・生徒の防災意識の向上に努めていくということで、拠点となった中学校では中学生も支援していくという、そういったとらえ方がなされていたかなと思う。ここだったかな。それが18ページになると抜け落ちていて、教員の防災意識を高めることということだけの文言が入ってきているといったところで、ちょっとほかのところでの答弁と申すか、記載と整合性がちょっと、この辺が抜け落ちているような気がしたが。

#### 教育指導課長

すまない、そのところには入っていないが、中身のほうとして、41ページの、それを受けた主な取組の中で、防災教育の推進ということで4つほど具体的なものを挙げているが、その4つ目のところに、中学生のことを盛り込んでいる。

#### 委員長

では、こちらのほうで詳細に記載されているということによろしいか。

天沼委員

わかった。

委員長

では、よろしいか。

それでは、「第2部 基本施策」のほうから、各章ごとにご意見を伺ってまいら。まず、第2部 第1章 教育の質の向上の部分について、ご意見、ご質問はないか。27ページからになる。

天沼委員

では、幾つか質問させていただきたいと思う。まず29ページの教育課程の工夫の最後のところで、「各校の意向を踏まえ、二学期制の検証を行います」とあるが、これまでもいろいろ意見があったわけであるけれども、ただ、その検証をしていくということについてはまだはっきりと方向性が示されていないような気がするけれども、それは私の認識の誤りだったか。

次、2点目は、33ページの食育の推進のところで、食育推進計画の「平成24年 月策定」ということで、ここは月がまだ抜けているけれども、もう既に策定されてでき上がっているのか。

36ページの2の私立幼稚園・保育所等への助成の2つ目のポツのほう、「施設整備に対する利子補給などの助成」この利子補給というのはどういうものなのか。何か利子が来て、それが施設設備に補てんというか、充てられるのかということ。

それから、42ページ、これは言葉の問題であるけれども、3の日本語の語学力不足のためということであるが、これ、「海外帰国および外国籍児童・生徒」にしたほうが、ポツ、ポツで並べるよりもわかりやすいのかなと思った。「海外帰国・外国籍児童・生徒に対して」とあるので、ちょっと誤解して読まれるのかなと思ったので、少し整理されたほうが、「海外帰国および外国籍児童・生徒」というやり方もあるし、この辺の工夫をしていただければと思っている。

教育指導課長

私のほうから、一番最初の29ページの二学期制の検証のところであるけれども、平成19年、20年度から二学期制を導入して、この計画自体が向こう10年を見すえてということになるので、まずは19年、20年度から導入したということになると5年を経過するので、これらの中で、二学期制を導入しての検証はやっていかなければいけないだろうと。やめるとか、やるとかという、そういうことではなくて、一定の検証はしていかなければいけないだろうということでの「検証を行います」としている。

この前段に、土曜授業の定着状況とある。来年度平成24年度から土曜授業を正式に導入するので、その定着状況を見すえながら、導入して5年たつ二学期制の検証もやっていく必要があるだろうという意味での記載である。

それから、先ほどの42ページの海外帰国・外国籍児童・生徒、確かにちょっと表記の仕方としては工夫したほうがいいかなと思う。

天沼委員

ありがとう。

委員長

では、その辺、よろしく願います。

施設給食課長

33ページの一番最後、食育推進計画のところの策定のところが空欄になっている関係であるけれども、こちらのほうは4月以降になってからまた学校の現場の意見も聞いてというふうに考えているので、今のところ、5月ぐらいになるかと考えているが、現在まだ調整しているところである。

委員長

これからということである。わかった。

学務課長

36ページ、私立幼稚園に対する助成の部分での「施設整備に対する利子補給などの助成」であるが、これは現に行っている事業であるけれども、私立幼稚園が園舎の改築とか、やはりこちらのほうも耐震補強等のような形で大規模な工事をする場合に、当然、金融機関からその資金の融資を受けるということで、それに対する利子を区として一定程度補給することで、改修を促進するということから進めている事業である。

内藤委員

31ページの道徳教育の充実のところの下から2つ目の黒ポチの「道徳の資料などにおいて、区における地域教材を、区独自に開発します」とあるが、どのようなものを考えているのか。

教育指導課長

現在、小学校、中学校、特に小学校であるけれども、道徳の副読本を使っている。実は本区は道徳の研究をされている校長先生が非常に多くいらっちゃって、そういった研究会の中で何か1冊そういうものをつくるというよりも、練馬に係る素材を少し資料化するというような作業を進めていこうというものがあるので、そのことにこれは触れているということである。

内藤委員

資料をより豊かにするということである。わかった。

委員長

ほかにはよろしいか。

安藤委員

最初の1章とちょっと重なってしまっていて申しわけないけれども、就学前教育の充実と、それから、その後の青少年のキャリア教育等にちょっと関連するが、今度4月からこども家庭部が移行してくる中で、1章のほうでは適宜加えていくという感じではあるけれども、就学前で保育園にも幼稚園にも所属していない子供たち、それから、中学校を卒業してしまった後にどこの団体に、例えば高等学校とか、専門学校であるとか、就職したとか、そういうところに所属していない子供たちにかかわることがもし盛り込まれていたらいいのかなと私は思ったが、それはやはり1章で言われている、適宜加えていくというところに入ってしまうのか。

庶務課長

就学前の、確かに幼稚園、保育園にも行っていない子供たちの部分については、この計画をするに当たっても、子育て支援関係にも入っていただいて、いろいろと議論したところである。どこまでこちらの計画に書き込めるかというのがあったけれども、そのところは36ページのところで一定程度書かせてはいただいているけれども、幼稚園・保育所で実施している子育て相談や開放などを通じて子育て支援のさらなる充実を図るところで、これについては、後のほうにも、子育て家庭の支援、それから、子供の居場所づくりといったところでも、54ページにあるけれども、未就園児保育の充実というところで、似た内容にはなるけれども、一応こういうような形で記載させていただいている。

それから、青少年というか、中学校を卒業した部分の子供については、こちらの54ページの4番にあるけれども、これは青少年課の事業であるけれども、こういったところでの対応。それから、青少年の育成ということで、これは48ページ、育成地区委員会なり青少年委員活動の充実というようなところで、中学校卒業後の部分についてはこのような形で対応していくといったところで表記をしているところである。

実際それ以外の実質的な中身というのはそこまでの取り組みはしていないところであるけれども、乳幼児から青少年期までの切れ目のない支援というところで、子育て関連施策という部分について関係あるものをこちらのほうに置いたところである。具体的なものは、次世代育成支援行動計画、あちらのほうにゆだねるといったところはあるところである。

安藤委員

勉強不足ですまない。次世代育成支援行動計画というのは、

教育長

今まで子育て関係のセクションでの大きな、大もとになる計画というのがあって、こ

これはやっぱり国の政策であるけれども、次世代育成支援行動計画がある。これは次世代を担う子供たちの健全な育成についての総合的な計画になっていて、今回の教育振興基本計画、これとタイアップして、お互いにダブるところについてはダブらせていくけれども、基本的にはエリアを分けて、役割分担をしながらやっていきたいと思いますというのが基本的なスタンスなものであるから、だから、ここにあまり踏み込んでこちらのほうで触れてはいない。だから、簡単に触れている部分はあるけれども、この部分はこの部分でしっかりと計画があるし、もう既にこれはもう随分見直しをしているので、これから、これも今度、教育委員会でやらなければいけないことになるけれども、いずれにしてもそういうような関係にあるとご理解いただきたい。

安藤委員

わかった。

委員長

大事な視点であると思う。

どうであるか。ほかにはあるか。

では、もう関連していたけれども、第2章のほうではどうであるか。第2章は「家庭や地域と連携した教育の実現」という部分である。

天沼委員

先ほど言いかけたところであるが、ちょっとご説明もいただいたが、48ページの3番の学校支援システムの構築ということであるが、これまでも学校応援団、開放ひろば事業とか、あるいは安全安心ボランティアとか、それから、さらには青少年育成委員の活動とか、いろいろな方々に学校支援をしていただいているわけであるけれども、ここにこういう記載をした以上は、何かそのほかにもサポートをお願いしたいことがあるから書かれている。ただ載せただけではあまり意味がないので、その辺のニーズというか、どういうニーズを把握して、だから、それに対しての支援システムを構築したいという、ある程度の計画性がないと、ただ文言だけ載せたなということになってしまうので、この辺のところをちょっとお聞きしたい。

教育指導課長

ここに書いてあるのは、これから施策として具現化していくというのを考えていたわけであるけれども、先ほど地域の絆で育むという言葉があったけれども、学校も今までさまざまな地域の方を学校の教育、授業の中にお招きしてご協力いただきながら進めているという部分はある。今現在は学校が個々に、自分の学校で必要に合わせて探して、そういう人をお願いしてということをやっているけれども、練馬の場合には各学校がこれだけ努力してやってきている中で、区全体としてそういう人材が提供できるような、一定の人材バンクではないけれども、そういったようなものがもし今後の検討の中でできれば、区が区教委の中にそういったセンター的な機能を持たせるような仕組みをつくれれば、各学校がより今まで以上に人材を有効に積極的に活用して授業を展開できるよう

になるのではないかと。そういうセンター的な機能を持たせる仕組みをちょっと考えていきたいというのが、ここに書いてある方向性である。

天沼委員

わかった。

内藤委員

またちょっとそれに関連して。大変すばらしいと思う。かつて、大分前になるけれども、生活科とか総合的な学習が入ってきたときに、地域人材バンクというのは一応あったようであるけれども、やっぱり窓口がはっきりしていなかったりということで、なかなかそれが立ち消えになったかなといういきさつもあるので、ぜひ組織化してあると、学校現場は大変助かるのではないかなというふうに感想を持った。ありがとう。

委員長

ほかにはいかがか。

次に行ってよろしいか。

それでは、次に、「第3章 教育環境の充実」、その部分についてご意見、ご質問をお伺いする。

天沼委員

言葉の意味であるが、61ページの現状と課題の上から6つ目に、「学校は地域の「みどりの核」という言葉が出てきているけれども、これはこれまでも使用されていた文言なのか。初めてこれがここで使われているということか。

施設給食課長

こちらのほうは、みどり30推進計画というものが役所全体の中であって、そちらの中にこういった表現が記載されているものである。

もう少し計画の中身をお話しさせていただくと、緑被率、上から航空写真を撮ったときにメッシュで切り分けたときに、練馬区を上から見たときに、全体の中で30%が緑で覆われているようにしようと、それが計画を立てたときから30年後であるけれども、30%覆われているようにしようというのが、練馬のみどり30推進計画である。その中で、今現在は、学校の場合には、上から見たときに40%が緑というふうな形で計画が立てられていて、それがみどり30推進計画であるが、その中の表現として、学校は地域の「みどりの核」という表現が出てきているということである。

天沼委員

わかった。ありがとう。

もう1点よろしいか。64ページ、6番の最初のものであるが、適正配置について触れているところである。その前の言葉の中に、「小中一貫教育の取組等を踏まえ、引き続き、適正配置について検討してきます」ということ、そういうふうにも読むこともできる

と思うが、必ずしも適正配置は小中一貫取り組みを踏まえて行われてきたものではなくて、諸事情から進められてきたと思う。であるので、ちょっとうがった読み方をすると、これがあったからこうなったのか、行われるのか、小中一貫教育校をつくるから適正配置をするんだというふうにも読めなくもない。この文言の記載の仕方がこれでよしいのかどうかということをお聞きしたい。

新しい学校づくり担当課長

それは小中一貫教育校の話ではなくて、小中一貫教育を練馬区全体として、小学校と中学校のつながり、学域の関係も含めて、つながりを持った教育を進めていくということで、そういった小学校と中学校のつながりを含めた……。

天沼委員

内容はわかるけれども、記載の仕方が、表記の仕方が、これがちゃんと読んでいただければいいのであるけれども。

新しい学校づくり担当課長

並列になっているかどうかという。

天沼委員

そうである。

新しい学校づくり担当課長

点々ときて「や」というのが、「や」の後の本命を出しているのかであるが、本来的には、文章表記として、最後のほうに「や」を入れるというような「及び」とか、そういうような表記がちょっとあったものであるから「や」にしてあるけれども、もう少し表現を工夫させていただく。

天沼委員

わかった。

委員長

読んだ方に誤解のないような表現方法ということで、よろしく願います。

学校教育部長

表現はともかくとして、この意味合いというのは、今後の児童・生徒数の動向から始まるので、そういうことを全部踏まえて適正配置について検討していくということであるので、ちょっと表現がまずければ改めなくてはいいけれども、意味合い的にはそういう意味である。

天沼委員



同項でも点を打っている。したがって、点々であると、並列してしまっているということになってしまって、そこをちょっと工夫をお願いする。よろしくをお願いする。

委員長

そのほかあるか。

内藤委員

64ページの7を見て思ったけれども、「検討していきます」とか「見直しを進めます」ということは、今後に向けて取り組んでいくというようなことを、大体全体に同じ、そういう表現のトーンでやっているということによろしいか。

庶務課長

主な取組については、やはりこれまでやっている部分の「充実していく」「さらに発展していく」、それから、新しいものについては「検討していく」というようなところで一応、表現は合わせているところである。

委員長

わかった。

よろしいか。

それでは最後に、第3部以降の部分、また、その他ご意見あったら、お願いする。

内藤委員

69ページの3番の計画の管理というところがきちんと書かれているのが大変よかったなと思っている。3行目のところに「本計画の進行・管理を所管する組織を設置し、毎年度、本計画の施策や取組の実施状況、課題等について検証し」とあるので、これはとても大事なことだろうと思う。今やっている事務事業の点検評価と絡んでくるかなと思うけれども、この辺はどんなふう考えているか。

庶務課長

私どももこれを表記するに当たって、ちょうど点検評価もやっていたので、この計画ができた後の点検評価についてどうしようかということはちょっと検討した。それは先ほどのこの体系の一覧を見た中で、今やっている点検評価の項目がどこにぶら下がるかというようなところもちょっと確認していたところである。そういった意味で、その中でこの計画の推進を評価していくというのも1つあるかなと思うので、それについては、来年度の点検評価のあり方も含めてもう少し検討していきたいなと思っている。点検評価は点検評価でこちらでもまたやるとなると、また結構大変な部分もあるので、この辺はうまくできればなと思っている。

点検評価については、教育委員会に委任され、さらに教育長に委任した事務も含むということになるので、子供分野の部分も来年は点検評価の中に入ってきてしまうので、そのあたり等も踏まえて整理していきたいと思っている。以上である。

委員長

わかった。

ほかにはいかがか。

では、ほんとうに各委員よりさまざまなご意見をいただいた。これらのご意見を踏まえて修正をいただき、素案に関しては、「承認」でよろしいか。

委員一同

よい。

委員長

では、「承認」とさせていただきます。

今後は区民の方々のご意見をいただき、計画を策定していくこととなる。どうぞ事務局においては、大変とは思いますが、順次手続を進めていかれますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、第5回教育委員会定例会を終了とする。